平成２９年（フ）第１１２号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原754番地１
債務者　近久　惠子
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０４号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須15番地９
債務者　スズキ工業こと　鈴木　秀典
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０５号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須15番地９
債務者　鈴木津美子
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１０号
徳島県徳島市津田浜之町５番14号、旧住所徳島県徳島市中昭和町５丁目51番地の２　吉田アパート３号
債務者　中谷　一生
１　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
愛媛県四国中央市妻鳥町1279番地１　コーポ・ナカムラ102号
債務者　竹内美穂子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１１２号
愛媛県西条市朔日市520番地５　いとうハイツ103号、前住所愛媛県西条市大町1313番地22
債務者　川村　健二
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４０号
愛媛県今治市延喜甲205番地２　プラシードカーサⅥ101号、前住所愛媛県今治市吉海町幸新田205番地１
債務者　堺　　美紀
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２９１号
大分県別府市浜脇３丁目２番６号
債務者　小野　　勝
１　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９５号
大分市中島西１丁目７番８号（大分中島マンション103）
債務者　川崎　淳子
１　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１１号
大分県別府市大字鶴見字基堂4413―１フォーブル鶴見Ａ棟101号室、住民票上の住所大分県宇佐市安心院町筌ノ口189番地
債務者　口原　京子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南25533番地９
債務者　濱田　益幸
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目15番５号　ファミーユ清和102号
債務者　國分ゆう子
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
鹿児島県熊毛郡南種子町茎永768番地１
債務者　有留　恭明
１　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目17番24―405号
債務者　國生まゆみ
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９４号
鹿児島県姶良市東餅田2603番地２
債務者　矢野紀美代（旧姓喜村）
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町39番25号　５号室
債務者　皆川　　徹
１　決定年月日時　平成29年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係